

# NPOと行政のための 協働を推進するワークショップ

2008年2月2日(土)

中島 智人

# 基調講演： NPOと自治体との協働について

- ・「人形劇」を題材に協働について考える
- ・協働の定義
- ・NPOと自治体（県、市町村）との協働
- ・協働の多面的な捉え方
- ・協働の成果
- ・福島県での協働への取り組み
- ・他県での取り組み（神奈川県事例）

# 協働の定義

- ・「それぞれの組織体の主体性・自主性を前提としつつ、相互の存在意義を認識し、尊重し合い、相互に持てる資源を出し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け公共的サービスを提供する活動」

福島県におけるNPOとの協働に関する指針  
(H.15.3)

# 協働の定義：キーワード

- 主体性・自主性
  - どちらか一方が他方を強制しない
- 相互の尊重
  - お互いの価値を認める、同じところも・違うところも
- 資源を出し合い
  - どちらか一方だけが過度な負担をしない
- 対等の立場
  - NPOと自治体は対等？もしそうなら、どうやって実現するのか？
- 共通する目的
  - 協働する「拠り所」
- 公共的サービス
  - 市民・住民のための協働

# NPOと自治体との協働

- 協働における「大儀 (cause)」の認識、共有
- 資源の交換としての協働
- 協働の相手方との同質性／異質性
- 協働におけるシナジー (相乗効果)
- 協働を通しての「参加」
- 協働を通してのエンパワメント
- 「信頼」の構築
  - 信頼 vs 安心 vs リスク

# 協働優位の創出

- 協働優位 (collaborative advantage)
  - 協働に参加するそれぞれの組織が、独力で行うよりも効果的に、あるいは独力ではできない目標を達成する
  - 協働に参加するそれぞれの組織の目標を超えて、何か社会全体に有益な目標を達成する状況
- NPO、自治体がそれぞれ独自で行うよりも、期待される成果が大きい、

# 協働の多面的な捉え方

- 理念vs 実行手段協働
  - 協働はあくまで目的を達成する手段であること
  - 協働をすること自体よりも、その先にあるものを考える
- 形態vs プロセス
  - 協働は、決して「協定書」ではない
  - 協働に参加していく中で、協働が生まれる
- サービス提供vs 意思決定
  - サービス提供への参画も、意思決定への参画も大事

# 協働のさまざまなレベル

- 制度レベル：制度・しくみとしての協働
  - 条例、指針、手引き
  - 協定書
- 組織間レベル：組織と組織との関係の中での協働
  - 組織間関係
  - 組織のミッション、経営資源
- 個人レベル：担当者同士の関係の中での協働
  - ゲートキーパー



# 協働の成果とは：NPOの視点

- 協働の「目的」、「大儀」の達成
- ミッションの達成
- 地域社会・受益者の利益
- 組織の利益
  - 資源の獲得、組織の学習・成長
  - 自治体との関係構築、信頼の獲得、実績づくり
  - 地域社会・受益者との関係構築、信頼の獲得
  - 自治体やネットワークへのアクセス
  - 自治体へのアドボカシー
  - 自治体の改革

# 協働の成果とは：自治体の視点

- 公共サービスの再構築
- 経費の適正化（経費削減）
- 市民・住民のエンパワーメント
- セクターバランスの見直し
- 地域社会におけるガバナンスの確立
- 統治から共治へ

# 福島県での協働への取り組み

- 「福島県におけるNPOとの協働に関する指針～持続的発展が可能な地域社会の形成に向けて」(H15.3)
- 「NPOとの協働の手引き」(H16.3)
- 「ふくしま協働推進アクションプログラム：NPOとの協働による地域づくり」(H19.2)
- 公益信託うつくしま基金

# 「協働10のルール」より

1. NPOとの協働の目標を明確にしよう
2. NPOの特性を理解しよう
3. 協働にふさわしい事業を見極めよう
4. NPOへの委託や補助を協働の基本モデルと思わないようにしよう
5. 協働プロセスの共有と事業準備期間の確保に気をつけよう
6. 協働の選択にあたっては、公正性・透明性を確保しよう
7. 協働事業の評価にあたっては、住民の評価を重視しよう
8. 「金」を出したら、「口」も出そう
9. 職員一人ひとりが自治体の代表であるという自覚を持とう
10. 住民感覚に優れた職員になろう

# かながわボランティア活動推進基金21

- 協働事業負担金(1,000万円／年、最長5年)、補助金(200万円／年、最長3年)、表彰制度からなる県とNPOとの協働のしくみ
- すべて、NPOからの提案による
  - これとは別に、県からの提案による協働の制度もあり
- NPOにとって、資金の確保とともに、県との協働による信用付与、県との相互理解のもとづく信頼関係の構築、県のNPO全般に対する態度の変化、などの成果
- 県にとって、NPOの先駆性、革新性の活用による、新規サービスの開発
- 事業継続、制度化・予算化に課題

# 総括講演

- ワークショップを聞いて
- 協働の仕組みづくり
- イギリスでの取り組み：地域戦略パートナーシップ (LSP: Local Strategic Partnership)

# 協働の仕組みづくり

- 戦略的視点の重要性
  - 組織の戦略から地域の戦略へ
- 「協働」の成果と「組織」の成果との両立
  - 協働事業、組織(特にNPO)を存続させる仕組み
- 地域社会・受益者の視点
  - 目標・目的の共有から協働優位性へ
- 組織の学習、相互理解から信頼の構築へ
  - 得意なこと・不得意なこと、できること・できないこと
- NPO支援の意義、方法

# 地域戦略パートナーシップ(LSP)とは

- 「パートナーシップのパートナーシップ」と呼ばれ、地域(自治体)におけるさまざまなパートナーシップを統合
- 貧困地域に対して、近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund: NRF)の受け皿として導入
- その後、コミュニティ戦略 (Community Strategy) の立案・実行主体として全自治体に拡大 (2000年地方自治法)
- 政府と自治体との地域協定 (Local Area Agreement: LAA) と結びつき、公共サービスのアウトプットについて数値目標を設定



# LSPの特徴

- 意思決定機関としてのLSP、公共サービスの執行機関としLSP
- 多様な参加者
  - 議員、自治体職員、公的機関(警察・教育・医療など)職員、企業、商工会議所、中間支援組織、NPO、住民代表
- NPO、住民の関与を規定
  - NPOの代表としての中間支援組織の重要性
  - 住民代表としてのコミュニティ・エンパワーメント・ネットワーク(Community Empowerment Network: CEN)に対する資金的な援助
- 中間支援組織の重要性

# LSPの事例

## ロンドン・タワーハムレッツ区

### コミュニティ戦略(コミュニティ・プラン)

コミュニティ・プラン・ア  
クション・グループ  
(CPAGs)

生活安全・健康  
経済発展  
教育・レジャー  
公共サービス

ローカル・エリア・パー  
トナーシップ  
(LAPs)

区を8つの地域(選挙  
区単位)に分割し、そ  
れぞれに組織  
  
自治体職員、議員、住  
民、地域関係者による

パートナーシップ・マネ  
ジメント・グループ  
(PMG)

LSPの戦略決定機関  
  
参加各機関の代表か  
らなる